

ビジネス法における国際商取引法および 手形行為に関する一考察

大 槻 敏 江

- 〈目 次〉
1. はじめに
 2. ビジネス法と法規範
 3. ビジネス法—国際商取引法
 4. ビジネス法の視点からわが国の手形法・判例
 5. 結びに

1. はじめに

ビジネス法のグローバルな法的アプローチを導き出す方法として、国際商取引法、条約、さらに国際手形法およびこれに付随する条約に関して、手形行為の実効、実質法（質的適合性）に関して述べるものである。

また、ビジネス法はアメリカ法から発達し、今や世界的に英米法国のみならず大陸法系、ヨーロッパ、アジアへとビジネス法は広範囲に考えられ、その適用性はグローバル化を否定できない勢いの浸透力で、経済の発展と共にビジネス法は発展してきた。この広範囲な適用をまず、国際商取引法から国際統一法の実効性のあり方、国際手形法条約へと進展し、さらなる手形法（手形行為）へと展開するものである。

昨今のビジネス法の分野で規制緩和策がとられ、ビジネスの進展、グローバル化も目立ってきたものの、EU（欧州連合）の成立、通貨統合の実施等世界レベルでの商取引関係および取引手段としての手形法のあり方に注目した論究を試みる。

他方、アメリカに関するビジネス法を規律する「統一商法典」に代表される法規範は、グローバルなビジネス法規範としてどれ程の適用性があるか。わが国で従来から論じられてきた統一手形法に関して、「手形理論なるものは性質の異なる各種の手形行為について無理に統一的に概念構成しようとする欠陥をもつもの⁽¹⁾」とショッキングな学説からはじまる手形理論について、多くの影響力を与えた。これらの学説は、手形理論を無意味かつ不必要であるとして重要視しない。また、手形行為についてもその法律上の性質を明らかにするにとどめている。このわが国の学説の考え方が、社会の変遷と共に多種、多様なビジネス展開に対応すべき手形行為を判例を引用し考察するものである。

2. ビジネス法と法規範

企業の経済活動は、国境を越え世界規模で展開してきているのが昨今の経済現象である。とくに、EUの統合に関しては国内の法規範を超越した規範を守ることからはじめられ、統一化するためには国内法と統一EC法が抵触する場合に統一法が優先的に適用となる⁽³⁾。

ビジネス法は、企業を取り巻く法規範として各種の法律関係を規律するものであり、グローバル化する企業にとって体系的法規範の必要性は重要視される。この企業における国際的経済活動の拡大化現象によって、世界的規模による国際商取引に関する法規範の策定が組織的に必要になってきたのである。

これは従来の英米法体系 (Common Law)、大陸法体系 (Civil Law) の区別からすれば、ビジネス法 (Business Law) が英米法に適用されるように区分されてきた。しかし、企業は国境を越えグローバルな経済現象にこたえるべき速さで展開しており、これに法規範が的確に改正され適用されてきたか問題である。

商法大改正が50年ぶりに、また近時の改正が平成2年から7回改正され、平成14年商法改正は、平成15年4月1日施行された。改正の一段落はしたとみられるものの、平成16年にはさらなる改正が予定されている現状である。このように、企業を取り巻く法規範は、現実の企業行動に法律、あるいは法改正が追い付かない状態になっている。

企業のグローバルな経済活動の進展と共に法規範の規制、改正がそれなりに行われている。しかし、いかなる法規範が改正、規制されていたとしても企業の不祥事は、法を無視した行動から事件関係が広範に拡大し、その損害額は膨大な金額となり、連鎖倒産を引き起こしかねない状態に陥り、民事再生法、会社更生法の適用もままならない倒産劇が展開してきている。これらの現象をくい止めるべきコンプライアンス (法令遵守) の強化、法厳守化の要請、これにともなう罰則規定の強化等総合的、法対応策の必要性が迫られ

る。

わが国のこれらの点に関しては、平成14年商法改正でとくに問題視されたところである。つまり、法規範が存在しても企業が法律無視の状態を続ける、これをできうる限りなくする法厳守手段の一方法として改正がされてきたとみることができる⁽⁴⁾。

本論では、グローバル化する企業、国境なき企業拡大化に向けて英米法におけるビジネス法に止まらず、大陸法系を含めたビジネス法の展開を考察するものである。国際商取引法の中で私法上の法律関係規律、統一法（uniform law）、モデル法（model law）のビジネス法の論点、また統一法に関する手形条約等を事例をもとに論究するものである。

3. ビジネス法—国際商取引法

(1) 国際商取引と法の関連

ビジネス法は、英米法系を代表する法体系の代名詞的作用で使われてきているが、国際市場を規制するビジネス法（Business Law in the International Marketplace）の意味合いであり、限定した地域や国のビジネスを意図するものではない⁽⁵⁾。

しかし、世界を統一する法の策定の動行はされても、世界統一法までは到達せずに分野ごとの統一化をしているにすぎない。EUにおけるEC法の経過をたどってみても、各国の国内事情が異なる国々の詳細にまでEC法が広範囲な適用をする実態も追いつかない状態で、欧州統合に見合う法体系の確立について結局、参加各国の国内法よりもEC法を適用させる。すなわち、統一法を優先的に適用することによって参加各国の調整をしてきた結果、欧州連合として華々しくデビューを飾った。その反面、企業間の問題、それは企業製品の各国間の統一がなされなければ、電化製品を生産してもプラグがそれぞれの参加国でことなるために、統一化された製品がそれぞれの国で例

えば、プラグが違うことでその国に合ったプラグに変更しなければ、使用できないなどの現象がみられた。企業の生産活動一つを例にとっても、各国の国内事情、企業経営事情のそれぞれが異なるゆえに、規律、基準の策定がまず必要事項となる。

ここでの問題は、欧州連合の統一基準づくりでも同様な困難があったといわれる。そのため、ヨーロッパを代表するフランス、ドイツは、大陸法を代表する大陸法体系をとる国々であり、ローマ法を根底とする大陸法中心であっても、近い将来イギリスなどの英米法を中心とする通貨統一加盟国が増加することも当然考慮される。法形態の異なる国々を統一する法規範として、広範囲での英米法と大陸法の法形態の相違する国々に、グローバルに統一した法規範を適用させることは困難を極めるに違いない。また、これらを野放し状態⁽⁶⁾にしておくことも、逆に問題である。

(2) ビジネス法から見た国際商取引法

国際商取引法は、一般的に国や国内事情の異なる法体系を有する国または地域に拠点がある商人または企業間の商取引を規律するための法規範である。その法形式は、商慣習 (custom, usage)、一般契約条件 (general or standard terms and condition)、統一規則 (uniform rules)、統一法 (uniform law) であったが、アメリカ州法の中にはモデル法 (model law) の形をとる傾向もみられる。

国際法や国際商取引法は、総称として考えられることが多く、また、国際商取引に関する貿易、為替管理に関する法令を international trade law とする表現で用いられることも多い。国際商取引に関する私法の法規範 (Lex mercatoria「商人法」) が、直接適用される法規範である。

国際商取引法は、さまざまな法規範の総称として用いられるものの、それぞれ個別に作成された規範が全体に適用となると、共通項に乏しいものとなる。

- ① 規律事項に関して体系的規定を整えていない。
- ② 画一的であり定型的事項を必要とする。

これらの構成する要素が法体系を異にする複数の国または地域にかかわる商取引であるため、たとえば、わが国の国内商取引とかけ離れた法の適用が認められる。国際法と国際商取引法との関係は、国際法は国家間の関係を規律するものであり、国際商取引法は私人間の商取引関係を規律するもので、両者は規律の対象が異なる。国際商取引法に関する各国の商取引国内法を統一するために、条約による締結を利用することにより、各国を拘束し法の適用を試みることが多くみられる。⁽⁷⁾

a 外国公法が私法に影響を及ぼす場合

外国公法の特定の規定が私法上の行為の効力にどのような影響を及ぼすかを考慮することが必要である。すなわち、該当する規定が単なる取締規定であるか、または効力的規定であるか等、準拠法上いかなる場合に私法の行為の効力が否定されるかを検討する。国際商取引で関連のある外国公法は、履行地の異なる複数の義務があるそれぞれの義務履行地の公法と当該法律関係の準拠法の属する国の公法との関連法による。この公法規定がいかなる性質のものであるか、私法の法律関係の準拠法でどのように扱われるかにより、私法上の行為の成立や有効性について判断される。

b 判例

外国公法規定は国内における適用ではなく、一定の法律関係について外国公法の制約があることによって、準拠法でどのように問題視されるかの判例である。

近時の判例としては、台湾で掘り出された、台湾を支払地として、わが国で裏書された約束手形を、所持人が裏書人に対する遡求権保全のために提示する場合の準拠法が問題となった事例（東京地判平成8年9月12日判決⁽⁸⁾）がある。

また、外国公法規定に制約される場合の問題としての事例は、アメリカにおけるイラン製品の輸出入制限法令に反して、わが国が貨物輸出をした場合

の損害保険契約の有効性について、アメリカ法令上の制約は契約を無効とする迄のものとはいえない、とした判決（東京地判平成10年5月13日⁽⁹⁾）である。

c 準拠法

国際手形法は、ジュネーブ条約に基づく手形法であり、各国間の法律が衝突することがある。この手形をめぐる法律関係にどの国の法律が適用されるかを決定する必要がある⁽¹⁰⁾。

国際商取引から生ずる一定の法律関係にいかなる法規範が適用されるかは明確ではない。それは、国際商取引関係から生ずる紛争が各国の国内裁判所によってなされることによる。すなわち、各国の国際私法である抵触法の相違によるものであって、しかもいずれの国の国際裁判管轄権によるかの統一もされていない。結果的に、適用される法規範も異なる可能性がでてくる。

準拠法は、適用される実体法規範が国際私法によって指定される国の法による。もっとも、契約時の準拠法については当事者国で準拠法の指定を認めており、あらかじめ当事者国では適用される法令を確定することが必要となる。

準拠法の必要性は、国際私法の法則による準拠法が、各国の国内法としての私法で解消できない場合に、私法の抵触を解決するために、国際私法の法則によって準拠法を決定し適用する方法をとってきた。したがって、国際私法の法則では当事者の合意による準拠法を認めてきた。国際私法上の当事者の自治により、契約の準拠法を指定することもできるため、指定する条項は一般的に有効と解される。

契約の成立、準拠法の指定が争われる場合には、どのような法によって判断されるか。この問題は、「契約関係の準拠法による」とする考え方が多数国で適用されている。また、「意思表示の準拠法による」場合、「法廷地国際私法による決定」の場合等が存在するが、その「契約関係の準拠法」による場合、例えば「契約の申込を發した国では、明示の拒否の回答がない限り承諾がなされたとみなし、他方相手国の申込を受けた国では、明示の承諾がなければ承諾があったと認められない等」両国間でそれぞれの契約関係に関し

て相違する見解がみられる場合に、いかなる法によって契約の成否を判断すべきかの問題が生じている。これらの契約関係が成立したとすれば適用される法である契約関係の準拠法による判断が必要である。

条約に関する視点から契約上の債務の準拠法について、ローマ条約 EEC⁽¹¹⁾ (Convention on the Law Applicable to Contractual Obligation, 1980) は、契約債権の準拠法を決定するための条約である。EU (欧州連合 15 カ国)⁽¹²⁾ 成立のもと European Union であり、EC 法は EU に変わってしまったような表現をされる向きもあるが、EC 法の基本条約である EEC はマーストリヒト条約締結以降、EC (European Community) の基本条約の根底に組み込まれて EC 法基本条約と形を変えて存続している。

d 国際商取引契約に関するユニドロワ原則

国際商取引を対象とした、私法統一国際協会による「国際商取引契約に関するユニドロワ原則」(UNIDROIT Principles International Commercial Contracts, 1994) があり、契約当事者間の公平原理を具体化した契約一般に適用されることを目的としている。⁽¹³⁾

この原則は、総則、契約の成立、契約の有効性、契約の解釈、契約の効力、契約の履行及び事情の変更、契約不履行における当事者の責任、履行の請求、契約の終了及び損害賠償、などに関する全 109 カ条から成り立っている。その原則は、当事者が依拠した場合に適用され、当事者が法の一般原則または商人法 (lex mercatoria) による場合の適用、準拠法で解決できない場合にも適用され、国際的な統一法の規定の解釈あるいはその規定の欠陥を補うために用いられる。

さらに、このユニドロワ原則は国内法上の契約問題を契約当事者の間において公平原理を具体化した契約の場合に折衷的適用による解決を可能にしている原則であり、契約の場面が異なる場合、例えば、一般原則、商人法、準拠法等で解決できない場合にも適用される原則など、ある面では適用の柔軟性をもつ広義の適用範囲からなると考えられる。それは、国際商取引関係の複雑さ、解決の困難さや広範囲の領域を網羅できる原則の必要性からのもの

である。

アメリカ「統一商法典」を例にとれば、当事者間の取引慣行および当事者が知り若しくは知りうる取引慣行は、合意の条項に特別の意味を付与し、その条項を補いまたは限定する（1—205条⁽⁴⁾3）合意の条項は取引の経過及び取引慣行に優先し、取引の経過が取引慣行に優先する（同条4）。この取引慣習（usage of trade）について、その目的と解釈のb. 慣習・慣例や当事者の合意を通じて商取引実務の継続的な発展を図ること、c. 各州の法を統一すること、この目的を達成するために、UCC（Uniform Commercial code）は弾力的に解釈すべきである。さらに、UCCの各条項の文言を解釈し実際に適用するにあたっては、UCC全体の目的やポリシーと関係条項の目的やポリシーを勘案し、場合によっては限定的に、場合によっては拡張的に解釈すべきである（§ 1—1021, 2 and Comment 1⁽⁵⁾）。法の目的やポリシーを徹底するために法の適用を弾力的に適用すべき点に主眼点が置かれ、ビジネス法のグローバルな広範囲で複雑な状況にも適用できる柔軟な目的意識の明確化を表現しているものと考えられる。

(3) ビジネス法の視野から見た手形行為

ビジネス法からのアプローチとしての手形行為は、ビジネス法そのものの範囲がグローバルに活性化された市場を統一手形法が、十分その役割を担うことができているならば問題はない。しかし、法体系の相違、歴史的背景等により完全統一化されないのが現況といえよう。そこで、沿革から述べ、手形理論の判例・学説上の問題点へと展開するものである。

A 手形法の沿革

為替手形と約束手形の統一手形法への動きは、各国手形法の異なる国または地域に関係する場合には、それぞれの手形行為の効力は準拠法によって判断される。しかも、為替手形のように国を越えて流通する場合には、遠隔地間の売買代金の支払のための送金では国によって、手形法に相違がある場合が

あり困難が生じる。そのため、手形法の統一化が望まれてきた。

① 1912年万国手形法会議にて統一手形法条約が作成されたものの、19世紀には各国、手形法、手形条例は必ずしも同一ではなく、イギリス、アメリカは統一手形法を採用しないなど、国によって採択の違いが生じていた。第一次世界大戦の影響が大きく響き、この統一手形法を批准しない国々が多く、結局、発効されるには至らなかった。

しかし、このことは何らの影響力をもたらさなかったものではなく、中南米の国々など、第一次世界大戦後の新興国には立法モデルとしての役割を担ったのである。

② 1930年に手形法「⁽¹⁶⁾為替手形及び約束手形⁽¹⁷⁾に関し統一手形法を制定する条約」、1931年に小切手法のそれぞれを定める条約が国際連盟によってジュネーブ会議にて採択された。

③ 上記②で採択された条約の問題点としては、条約の実質法規定が国内的法律関係、すなわち手形法、小切手法が国内で流通する場合と区別する統一法であるところに論点がある。

そのための条約が、実質法統一条約とともに、「⁽¹⁸⁾為替手形及び約束手形⁽¹⁹⁾に関し法律の或抵触を解決する為の条約」と「小切手⁽¹⁹⁾に関し法律の或抵触を解決する為の条約」である。

この条約を締結した締結国間においても完全統一ではなく、むしろ条約を採用しない国もあり、締結国といえども留保することが可能であるため完全な統一化とはいえない。手形法、小切手法に関する法の抵触（国際私法上の）を解決するための法が必要であり、この統一化が実質法の統一条約とともに法の抵触を解決するための条約として採択された。これらの条約は、1934年1月1日から効力を発生し、日本・ドイツ・イタリアその他の諸国の批准を得て、大陸法系の国々についての統一法の成立がなされた。

他方、英米法系に属する国におけるイギリスは、ジュネーブ会議での条約には参加しなかった。アメリカは、オブザーバーとしての資格での参加にとどまった。1882年、イギリスでは判例・慣習法を集大成した「手形法」が

制定され、小切手法は為替手形の一種として規定されている。もっとも、成文化されないイギリスでは為替手形と小切手との委託証券であることの同一と小切手の支払いに関して銀行間取引に限定されるとしても、為替の一種に規定されても何らの不思議はない。それは、イギリスにおいて小切手法の発展がなされた原点ともいべき手形法をイギリスが発展させたといっても過言ではない。

アメリカでは、1952年統一商法典 (the Uniform Commercial Code : UCC) の第3章「商業証券」は1990年の改正で第3章「流通証券」に変更され、手形・小切手について規制がなされている⁽²⁰⁾。

1987年版UCC第3章コマーシャルペーパーは、為替手形・約束手形・小切手・預金証書に適用される。「コマーシャルペーパーの様式について、為替手形 (draft) は、振出人 (drawer) が支払人 (drawee) に対して振り出した証書 (paper) で、支払人に対して、受取人 (payee) の指図人もしくは所持人 (bearer) に、確定額 (sum certain) の金銭を、一覧払いで (on demand) もしくはある一定の期日に (at a definite time), 無条件で (unconditionally) 支払うように指図 (order) したものである⁽²¹⁾。UCC—§ 3—1041, 2a参照。

B 新たな国際手形法条約

手形が、国際商取引の決済手段として重要な役割を果たしていることは、1971年に国連国際商取引法委員会 (UNCITRALと称される)⁽²²⁾ では、国際的に流通する手形について統一規則を作成することが決定され、その準備作業のための国際流通証券について作業部会が1972年設立され、1973年には草案作成がなされ、わが国は、1978年から作業部会に参加した。

新たな国際手形法条約への展開は、ジュネーブ条約とイギリス法、アメリカ法との相違をできる限り克服することを目的に国際連合国際商取引委員会において作業部会が設けられるに至った。

1988年12月9日、国際連合総会において「国際為替手形及び国際約束手形に関する国際連合条約⁽²³⁾」が公布された。しかし、この条約は、各国の国内

法としての手形法を目的としたものではなく、国際商取引での一定要件を備えた「国際為替手形」、「国際約束手形」の実質法を規定した条約である。

この国際手形法条約第2条では、一定の国際的要素を含む手形であるとしている。では、第1条、第2条は、当事者が国際手形法の手形を用いることにより統一法が適用されると規定している。これは、英米法とジュネーブ条約との相違を克服するために規定されたにすぎない。

問題は、①条約には、国際手形となる要件として十分といえるであろうか。②規定が、国際間で実用法として耐えられるものであるか。③条約の締結国は、既存の手形法と新たな手形法との併用が妥当であるかなどの問題が残されている。

国際手形法条約が、ビジネスの実態に則した法であり条約としての機能を達成するに至るまでには、国際間の軋轢を取り除きビジネスの原則である（商法の原則でもある）取引の迅速性とビジネスの安全性を貫くのであるならば、当然国際手形法、小切手法の統一化の施行に向けて前進せねば経済の発展に法の適用が追い付かない現象が存続することになる。

4. ビジネス法の視点からわが国の手形法・判例

わが国の手形法の場合は、条約を批准し歴史的に商法の中に含めて制定されていたのであるが、手形に関する初期の立法は、フランス法にたよった単行法であり、明治15年太政官布告第57号「為替手形約束手形条例」からである。明治23年旧商法第1編第12章「手形及ヒ小切手」、これはドイツ法とフランス法の折衷であり、さらにイギリス法の影響を受けた規定である。その後、ジュネーブ統一条約に従い、昭和7年「手形法」（昭和7年法20）、昭和8年「小切手法」（昭和8年法57）が成立し、これらは昭和9年1月1日商法第4編に代わり施行された。手形法、小切手法付属法令としての拒絶証書令（手84条、小70条）、「手形法第83条及小切手法第69条ノ規定ニ依ル手形交換所指定ノ件」が制定された。

これらの手形法、小切手法は、広義では手形・小切手取引に関する法律関係を定める私法法規全体を意味して、手形・小切手に特有な法規や一般民法の規定で手形・小切手に適用されるもの、つまり民事手形法・民事小切手法（行為能力、法律行為、権利の消滅事由等に関する規定）を含むものと解されている。⁽²⁴⁾

手形・小切手法は、実質的に支払、決済手段として国際私法関係の国際取引で利用され、その場合複数の国々でそれぞれ異なる手形法、小切手法の利用による手形・小切手行為が行われることになる。また、前述した手形・小切手法の国際統一化を目指すジュネーブ統一法条約も、1930年「為替手形及び約束手形に関し統一法を制定する条約」および1931年「小切手に関し統一法を制定する条約」が作成され、わが国もこれらの条約を批准して、これまでの手形・小切手法を改正する形で統一規則を国内法化してきた。したがって、わが国の手形・小切手法は国内事案のみならず、国際事案の問題すなわち、締約国のみに関係する場合は渉外的事案についても、法例を通すことなく直接適用される。

しかし、ジュネーブ統一法条約は、すべての手形・小切手法の事項を対象とするものではなく、例えば手形・小切手行為能力などのような各国の立法に委ねられるものもある。締約国間にあつて、手形・小切手法の問題がすべて統一法によって解決されるものではない。

1988年国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）によって「国際為替手形及び国際約束手形に関する国連条約」が作成されたが発行には至っていない。⁽²⁵⁾その後、条約に関する渉外的手形・小切手法に統一法が適用されない場合もあり、実質法としての準拠法が考えられる。

しかも、手形・小切手行為能力、手形・小切手の方式、効力等に関する準拠法が定められ、準拠法決定のための抵触規則を手形法第88条～94条、小切手法第76条～81条の付則中に規定している。⁽²⁶⁾したがって、わが国手形法小切手法はその構成が実質規定と抵触規定からなっている。この抵触規定の特色の1つとして、手形・小切手上にされる複数の手形・小切手行為の成立

および効力に関しては、準拠法を各行為ごとに独立した行為として決定する複数法主義をとる。これは、実質法上の手形行為独立の原則に則したものであるとしているが、例外的に、遡求権行使期間等の統一的に規制するものについては単一法主義による。

法律行為の成立、効力の準拠法について、連結点としての当事者は国籍、行為地、支払地が用いられ、これら客観的連結による。契約の準拠法は、当事者の意思による（法例第7条1項）当事者自治の原則を採用している。また、当事者の意思が分からないときは行為地法（法例第7条2項）による。

しかしながら、手形・小切手法はこれを流通の迅速性と取引の保護をはかり、手形能力、小切手能力について手形または小切手により義務を負う者の本国法による。本国法で他の国の法律によることを定めている場合はその法律による（手形法第88条1項）。なお、行為地に関しての学説は、署名地説と証券交付説との対立があり、さらに署名地説は真実の署名地説と証券記載地説に分かれていた。抵触解決条約では、真実署名地説がとられた。

(1) 手形・小切手法に関する行為能力

手形・小切手法における行為能力は、権利義務を取得または負担することを自己の行為により有効になしうる能力である。手形・小切手に関する抵触法条約「為替手形及約束手形ニ依り義務ヲ負フ者ノ能力」（手形法第88条）、「小切手ニ依り義務ヲ負フ者ノ能力」（小切手法第76条）は、義務負担能力に関する規定である。また、ジュネーブ統一法条約では行為能力には差当り規定をおいてない。そのため、この問題は締約国間においても準拠法の決定が必要である。

手形・小切手行為能力の準拠法は原則的に当事者の本国法によるとし、本国法主義と行為法主義の折衷主義をとり、署名地法上能力者である場合能力者とする（手形法第88条2項）。したがって、手形・小切手法では本国法と行為地法のいずれかで能力者であれば手形・小切手能力者の行為とされ、より広く行為地法主義が採用されている。それは、手形・小切手法の取引の性質

上、取引の安全性・迅速性が要求されるためである。⁽²⁹⁾

(2) 手形・小切手法の方式

手形行為・小切手行為方式の準拠法に関して、行為地法を原則とする（手形法第89条1項，小切手法第78条1項）。例えば，甲国から振出された手形が乙国において裏書された場合，振出しの方式は甲国法となり，裏書き方式は乙国法が準拠法となる。すなわち，手形法第89条1項は強行法的性質を有し，行為地法の方式によることを規定している。

なお，上記原則法に対する2つの例外を認めている。第1の例外は，振出行為方式に瑕疵がある場合は，手形法・小切手法は無効となる。しかし，抵触法の取り扱いにおいては，振出行為が本国法上適格とした場合，問題の裏書行為は有効とされる（手形法第89条2項，小切手法第78条2項）。この例外を認めざるを得ないのは，手形・小切手行為を行う者が諸外国の手形法をそれぞれ理解しているとは限らない場合の例外である。

第2の例外は，外国での手形行為が行為地である外国にあって不適形式である場合に，日本法に照らし適式である場合を限定して，その行為は日本領域内において有効とする（手形法第89条3項，小切手法第78条3項）。この領域内の規定に関しては，抵触条約において「その領域内」と規定してある文言をわが国の手形法に適用している解釈にある。

さらに，手形行為者が日本人に限定された関連のみに適用されるか，外国における日本人と外国人の間での手形行為が，他の日本人との間で問題視された場合と解するかについて，「手形行為は必ずしも特定の相手方との間で契約されるわけではない⁽³⁰⁾」とされている。

諸外国と取引関係の多いビジネス展開においても，手形法上「取引の安全性・迅速性」を求められることから考え，広範囲の適用と解することがビジネス法上重要要件となる。

(3) 手形行為・小切手行為の効力

手形行為・小切手行為は、各手形行為について複数法主義をとる。まず、為替手形の引受人と約束手形の支払人義務については証券の支払地法による(手形法第90条1項)。これは、主たる手形債務者の義務の内容は手形金額の支払いにあり、その義務の効力は、手形の支払地の法による、すなわち、支払地を準拠法とする解釈によるものである。また、手形債務者の手形行為は、その署名をした地の属する国の法による行為地法を準拠法とする(手形法第90条2項)。

《判例》にみる手形法

・大阪地裁昭和47・9・29判決

「手形-手形保証の方式と効力」

〈事実の概要〉

「原告Xは、イギリスロンドンにおいて支払地を大阪市、訴外Aを支払人、X自身を受取人とする5通の自己指図為替手形を振り出し、Aはこれらを引き受けた。被告Y(日本人)は、大阪府において、それぞれの裏面に英文で記載された『支払人による支払を保証するため』との文言の下部にローマ字で『ケイ・タナカ』と署名した。これらの手形は、取立を委任する目的で、XからB等へ、B等からCへと譲渡され、Cによって満期に支払場所で呈示されたが、支払を拒絶されたので、Xにより受け戻されてXがその所持人となった。そこでXは、Yに対し、Aのために手形保証をしたことを理由に、手形金及びわが国手形法所定の年6分の割合による利息の支払いを求めて本訴⁽³⁾えを提起した」。

これは、ロンドンで日本会社にあてて振出された為替手形に大阪で保証がされた事例であり、本判決は、直接手形行為に関する準拠法について判決がされた事例としては数少ない判決である。

しかも、イギリス法により基本手形の要件を具備することを認めた後(手

形法第89条1項), 手形保証の効力を手形法第90条2項に基づき行為地たる日本法により判断した事例である。

しかしながら, 手形について迅速性を求められる国際取引の決済であり, 裁判での判決は確かに少ない。それより, 最も注目されることは手形行為に関する準拠法判決として貴重な判決であるとともに, むしろ実質手形法上の署名の部分に関しての判決にその意義がある。

(4) 振出地国と裏書地国が相違する場合の判例

《近時の判例》

・東京地裁平成8・9・12判決

「涉外手形法についての判決」

〈事実の概要〉

「本件手形は, 台湾において, 額面, 利息, 支払地, 振出地, 振出日及び振出人は手形目録の通り記載されたが, 満期及び受取人を白地とし振り出されたものである。振出の方法の準拠法である台湾手形法によると, 満期については『満期日の記載がないときは, 一覽払いのもののみなす。』との, 受取人については『受取人の記載がないときは, 所持人をもって受取人とする。』との規定が設けられているから, 本件手形は台湾法上適法に振り出されたものである⁽³²⁾」。

この判決は, 「振出地国と裏書地国とが異なる約束手形の裏書人に対する遡求権を保全するために裏書地法上適法な手形が呈示されることを要する」とした事例である。したがって, 台湾を支払地として日本で裏書された手形を, 所持人が裏書人に対する遡求権保全のために呈示する場合に準拠法が問題視された事例である。

これは, 手形上の主たる債務者である為替手形の引受人および約束手形の振出の義務の効力については, 証券の支払地を準拠法とする(手形法第90条1項)で, わが国手形法第90条1項では「支払地法」を, 手形法第90条2項では「行為地法」の複数法主義がとられているが, 例外的に手形・小切手法

は遡求権行使期間については、単一法主義を認め「振出地法」(手形法第90条2項但書)ている。しかし、この規定に関して学説は、「かえって不便をもたらす手形法第90条2項は、遡求権自体の準拠法によるべきとの学説がある⁽³⁾」。

たしかに、例外的に単一法を認めることは、必要のあることではあるが、あくまでも、例外的適用として認めるのであって、紛らわしい手形行為論に表わすべきではない。

5. 結びに

ビジネス法の捉え方に1つの課題があり、グローバル化するビジネス活動に法がどう作用するべきか等を視野におき、ビジネス法を国際取引関係法から見た場合を設定してアプローチを試みた。

アメリカ法を代表するビジネス法を統一商法典(UCC Law)から導き出す方法をとった。

他方、ビジネス法のCommon Law(英米法系)とCivil Law(大陸法系)の関係では英米法系を法主体とするCommon Lawの国々にとどまらず、実質法的大陸法系へと発展している実態からしても、ビジネス法自体がグローバルな領域で国際取引関係の法としての役割を担っているのであり、限定された領域のみに適用される法ではない。

したがって、EUにおけるEC法の考え方にも共通するものであり、欧州連合(15ヵ国)に適用する法目的性に鑑み、さらなる2004年には10ヵ国の加盟を批准する拡大化欧州統合を図ろうとする動向もみられ、今後のEuropean Unionの企業統合化も考察する必要がある、課題でもある。

また、国際取引関係における手形法、小切手法の統一化に関して、その考えの活用性を必要としている。1988年の統一手形法は成立しているものの、制定までは至っていない。その理由および消極的な統一化への動向は、もはや、国際経済、国際取引関係のグローバルな発展の中で法を迅速に適用

してゆくことは、社会や経済の拡大化に対応できる手形法上のあり方ではないか。本稿は、ビジネス法研究の序説として試みたのである。

アメリカのビジネス法は、多角的にビジネス展開を拡大する方法である。これに対して、EUにおける2002年欧州委員会はEU合併規則の改正案に合意⁽³⁴⁾し、2004年に向けてEU加盟国で採択されると5月から適用される。この欧州委員会では、伝統的な欧州市場経済とアメリカ型の競争経済とに関して、改正案は競争制限的合併は禁止されることになった。したがって、EUでは欧州の伝統的、地道で職人的な従来からの企業形態を中心とした欧州連合市場経済の見直し、改革に向けてそれぞれの特徴を生かす方法を見出してきた。これは、法体系の相違はあるもののそれぞれの独自性を生かし、的確にビジネスの発展をグローバルに国を超越した形態に導く。そのため、国際取引法、国際的取引関係を実現する手段としての手形法、小切手法、とくに国際取引に使用される為替手形の手形行為の統一化は、1988年法案の作成はみたものの制定には至っていない事実を鑑み、英米法、大陸法系に適合した法の実現と法のコンプライアンスの必要性に着目したものである。

〔注〕

- (1) 拙稿「スコットランド法における私法に関する考察—European Community Law との関連—」中央学院大学創立30周年記念論集、1996、p.356以下参照。
- (2) 鴻 常夫『手形法・小切手法の諸問題』（有斐閣、2001）p.2。
田中耕太郎『手形法小切手法概論』（有斐閣、1935）p.112。
- (3) 拙稿「スコットランド法における会社法序説の一考察—Parliament open day, Scots Law と EC Law との関係—」中央学院大学商経論叢第15巻第1号、2000、pp.4～6。
- (4) 望月敏江（大槻）（共）『憲法・法学（学説・判例を学ぶ）』[改訂版]（八千代出版、2003）pp.204～209。
- (5) Joseph L. Frascogna, *BUSINESS LAW, The Legal Environment, Second Edition*, 1983, pp.976～977。
- (6) EU（欧州連合）は15カ国の加盟に加えて、2004年5月に向けて25カ国（10カ国の新加盟国）アテネ宣言によって採択された。これは、数世紀にわたる冷戦の紛争解決を骨子とするものであり、新加盟国はマルタ、キプロス、スロベニア、

ハンガリー、チェコ、スロバキア、ポーランド、リトアニア、ラトビア、エストニアの10ヵ国を加盟することによる欧州統合の一挙に拡大化するEU 25ヵ国体制の新加盟国を加えたアテネ宣言がなされた。

- (7) 高桑 昭『国際商取引法』(有斐閣, 2003) pp.4～5.
- (8) 東京地判平成8年9月12日, 判時1590号, p.140.
- (9) 東京地判平成10年5月13日, 判時1676号, p.129, 東京高判平成12年2月9日判時1749号, p.157参照.
- (10) 大塚・林・福瀧 (共)『商法Ⅲ—手形・小切手 [第2版補訂]』(有斐閣, 2002) p.216.
- (11) European Economic Community (EEC), Paul Craig, *EC Law*, Clarendon Press · Oxford, 1995, pp.8～12.
- (12) Clive H.Church & David Phinnemore, *European Union and European Community 1992 Maastricht Treaties*, Harvester Wheatsheaf, 1995, p.6.
- (13) 高桑, 前掲 p.11.
 ユニドロワ原則に関して「ユニドロワ国際商事契約原則は、『国際商事契約のための一般的規範を示す』ことを目的として, ユニドロワ (私法統一国際協会) が, 1994年に発表したものである. 同原則起草の契機となったものはウィーン売買契約の世界的発効であるが, 原則は条約ではなく, また国内立法化を求めるモデル法でもない。」として契約に合意した場合にユニドロワ原則が適用される. 山手正史「商取引法の展開—ユニドロワ原則—」, 奥島教授還暦記念『近代企業法の形成と展開』第2巻 (成文堂, 1999) p.79.
- (14) J. White, R. Summers, *Handbook on the Law Under the Uniform Commercial Code (3rd ed. Student Edition, 1988)*.
 Bradford Stone, *Uniform Commercial Code (UCC)*. ブラッドフォード・ストーン (渋谷年史訳), アメリカ統一商法典, 木鐸社, 1994, p.31「取引慣習 (usage of trade)」(1—205).
- (15) Ibid, pp.29～31.
- (16) Convention Providing a Uniform Law for Bills of Exchange and Promissory Notes, 1930.
- (17) Convention Providing a Uniform Law for Cheques, 1931.
- (18) Convention for the Settlement of Certain Conflicts of Law in Connection with Bill of Exchange and Promissory Notes, 1930.
- (19) Convention for the Settlement of Certain Conflicts of Law in Connection with Cheques, 1931.
- (20) 大塚, 前掲, p.29. UCC 1952年 第3章「商業証券」が, 1990年改正により第3

章「流通証券」に変更した。Stone, *op. cit.*, p.197.

Ibid., p.7. (UCC第3版(1987年)はリースに関する第2章A章が追加され、さらに破産法Bankruptcy Actへと連なる.)

- (21) *Ibid.*, (渋谷訳) pp.193～194.
- (22) United Nations Commission on International Trade Law.
- (23) United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes.
- (24) 大塚, 前掲, pp.30～31.
- (25) 岡野祐子「国際的支払・送金」松岡編『現代国際取引法講義』(法律文化社, 1996年) p.80.
- (26) 国際私法規定として, 山田恒夫『国際商取引法概論〈新版〉』(酒井書店, 2001) pp.16～17.
- (27) 濱田惟道『手形法小切手法』(文真堂, 1998) pp.24～25.
- (28) 長田真里「国際取引法・序論—国際取引と適用法規(私法)—」渡辺・野村編『論点解説国際取引法』(法律文化社2002) pp.3～9.
- (29) 岡野「国際的支払・送金」前掲, p.91.
- (30) 前掲, p.93.
- (31) 涉外判例百選 [第3版] p.88.
- (32) 判例時報 (1590号) p.140.
- (33) 服部栄三他編『基本コンメンタル手形法・小切手法 (第3版)』(日本評論社, 1999) [土井輝生] p.164.
- (34) Conor Maguire, (光明訳) 国際商事法務 Vol. 31 No.2 (2003) pp.165～166.